

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

介護事業所や障害福祉事業所などでは、人材の確保や定着が難しく、運営に支障をきたす事態が深刻になっており、募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は満たしているとしても、現場で必要としている職員数に満たない状態が続く事業所が多いのが現状です。

厚生労働省の令和4年賃金構造基本統計調査では、福祉施設等の介護職員の平均賃金は全産業平均と比べて低く、今日の最低賃金の引き上げや大手企業を中心に賃上げが進む中で、介護職員などへの対策は打たれておらず、賃金格差がさらに拡大しています。

また、8月に出された人事院勧告は民間企業の賃上げをうけてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは4月にさかのぼって増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されない状況です。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられているにも関わらず低賃金、人手不足による業務多忙が続けば職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営や必要な福祉サービスの提供が困難となります。

よって、政府に対して以下の通り、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、量と質の両面からの人材確保や職員の人権を尊重し生活を保障する取り組みを迅速に推進することを強く求めます。

記

1. 医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、2024年度においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえた処遇改善等を行うこと。
2. 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給など、地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月20日

摂津市議会